平成２８年（フ）第８３３号
愛知県海部郡大治町大字東條字砂島58番地
メゾンヤスイＡ101
債務者　澤田眞由美
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９号
山口県光市光井７丁目８番１号　リヴィエール21―203号
債務者　安田　康仁
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第２７号
和歌山県岩出市西野194番地の９
債務者　新英開発設計事務所こと　南　　俊紀
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２８号
和歌山県岩出市西野194番地の９
債務者　南　美和子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４４号
和歌山市加納238番地１　森本マンション102号
債務者　泉　　充治
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４５号
和歌山市加納238番地１　森本マンション102号
債務者　泉　　好子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７５号
和歌山市西浜1136番地26
債務者　小山　大輔
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１９６号
熊本市中央区八王寺町23番３―302号　県営住宅３棟302
債務者　川上　礼子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２１８号
熊本市中央区新大江２丁目23番27号　ロアールマンション403号
債務者　税所　直美
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４０９０号
東京都江東区潮見１丁目29―23　さざなみ苑
債務者　服部　　隆
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１１１号
神奈川県鎌倉市植木534―３　ハイム植木３
債務者　時田　紀康
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１２３号
東京都練馬区旭町３丁目１―８―102
債務者　長谷川清子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１２４号
東京都西東京市芝久保町４丁目14―１―201
債務者　徳本　健太
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１３５号
東京都台東区千束４丁目50―11―902
債務者　藤井　智博
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１４０号
東京都目黒区緑が丘２丁目18―14―001
債務者　渡邊　吉典
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１４１号
埼玉県久喜市栗橋東１丁目７―24―２
債務者　鈴木　雅登
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部